

# 臨時報告書



伊藤忠商事株式会社

(E02497)

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月25日
【会社名】	伊藤忠商事株式会社
【英訳名】	ITOCHU Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C O O 鈴木善久
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田3丁目1番3号
【電話番号】	大阪 (06) 7638-2121
【事務連絡者氏名】	人事・総務部 矢吹直人 経理部 岡崎真
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山2丁目5番1号
【電話番号】	東京 (03) 3497-2121
【事務連絡者氏名】	人事・総務部 岩田憲司 経理部 瀬部哲也
【縦覧に供する場所】	伊藤忠商事株式会社 東京本社 (東京都港区北青山2丁目5番1号) 伊藤忠商事株式会社 中部支社 (名古屋市中区錦1丁目5番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成30年6月22日開催の当社第94回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成30年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞

第1号議案 剰余金の処分の件  
期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金38円

第2号議案 定款の一部変更の件  
株主総会の運営における柔軟性を確保するため、現行定款の第15条（株主総会の議長）を変更する。  
また、現行の経営体制を踏まえ、その役位をより明確化するため、現行定款の第25条（執行役員および役付執行役員）第②項に、会長執行役員を追加する。

第3号議案 取締役8名選任の件  
取締役として、岡藤正広、鈴木善久、吉田朋史、小林文彦、鉢村 剛、村木厚子、望月晴文及び川名正敏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件  
監査役として、土橋修三郎を選任する。

＜株主提案（第5号議案から第6号議案まで）＞

第5号議案 定款変更の件（自己株式の消却）  
株主総会において、自己株式の消却に関する事項について決議することができる旨の条文を新設する。

第6号議案 自己株式消却の件  
保有する自己株式のうち、1億株を消却する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	12,113,758	6,277	2,707	(注) 1	可決 (98.82%)
第2号議案	12,086,017	34,055	2,707	(注) 2	可決 (98.59%)
第3号議案				(注) 3	
岡藤正広	11,621,198	495,952	5,511		可決 (94.80%)
鈴木善久	11,676,152	441,000	5,511		可決 (95.25%)
吉田朋史	11,874,577	242,575	5,511		可決 (96.87%)
小林文彦	11,691,920	425,232	5,511		可決 (95.38%)
鉢村 剛	11,753,778	363,374	5,511		可決 (95.88%)
村木厚子	11,915,724	204,234	2,707		可決 (97.20%)
望月晴文	11,908,699	211,259	2,707		可決 (97.14%)
川名正敏	11,917,773	202,185	2,707		可決 (97.22%)
第4号議案				(注) 3	
土橋修三郎	11,980,839	138,849	2,707		可決 (97.73%)

<株主提案（第5号議案から第6号議案まで）>

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （反対の割合）
第5号議案	3,032,213	9,070,742	19,275	(注) 2	否決 (74.00%)
第6号議案	-	-	-	-	-

- (注) 1. 議決権を行使することができる出席した株主の議決権の過半数の賛成です。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。  
4. 第6号議案は、第5号議案の承認可決が前提となっておりましたが、第5号議案が否決されたため、議案として取上げておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社提案は可決、株主提案は否決の要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上